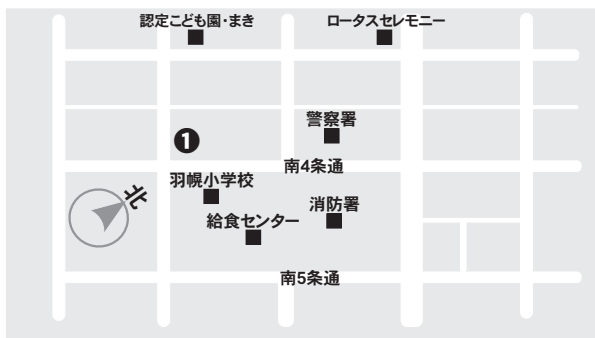


町有財産を売払います

購入を希望される方は、あらかじめ売払条件をご確認のうえ、お申込みください。

1 売払う土地・建物の情報

番号	区分	所在地番	地目	公簿面積		価 格	特記事項
①	土地	南4条5丁目7番1	宅地	422.97㎡ (約127.94坪)		1,944,000円	・境界標あり ・建物登記済
	区分	物件名	構造	建築年	床面積		
	建物	旧教職員住宅(44号)	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建	昭和44年	54.27㎡ (約16.41坪)		
		旧教職員住宅物置(44号)	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建	昭和44年	5.67㎡ (約1.71坪)		



2 申込みの条件

個人でも法人でも申込みができます。ただし、次の事項に該当する場合は、申込みできません。

- (1) 羽幌町民でない方または羽幌町内に事業所がない法人
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 町税および使用料等(上下水道使用料含む)に滞納がある方

3 売払いの条件

- (1) 売払いから5年間は、他の方への所有権移転はできません
- (2) 境界標復元に係る費用は、買受者の負担とします

4 用途の制限

住宅用地以外での利用もできます。ただし、次の事項に該当する利用は禁止します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の適用を受ける者または連合するものがその活動のために使用するなど公序良俗に反する用途に利用すること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に利用すること
- (3) 騒音や悪臭、健康被害等、住民生活に悪影響を与える用途に利用すること

5 見学会

売払物件の見学を希望される方は、当日現地へお越しください。事前申込みは不要です。

※スリッパ等の上履きを持参してください

日時：9月8日(火) 10時00分～11時00分

6 申込方法

役場財務課へ申込用紙を提出してください。

※郵送可、メール提出は不可

申込用紙は財務課に用意しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

7 申込期限

9月15日(火) 17時30分

※ 期限を過ぎた場合の申込みは無効

※ 期限を過ぎても希望者がいない場合は、随時申込みを受付けます

8 売払いの方法

- (1) 2人以上の申込みがあった場合は、抽選により買受予定者を決定します

【抽選会】 日時 9月28日(月) 17時00分

場所 羽幌町役場

※ 代理人が参加する場合は委任状を持参してください

- (2) 買受予定者決定後、売買契約を締結します
- (3) 売買契約締結後、売買価格を納めていただき、土地及び建物の所有権を移転します

☎お問合せ 財務課管財係 ☎ 68-7001(係直通)